



第3期貝塚市子ども・子育て支援事業計画を策定

【問合せ先】 子育て支援課 ☎072-433-7090

本市は、豊かな自然環境や祭礼文化を背景に、地域の中で子どもを育てるという風土や、地域の絆や郷土を愛する心を育む土壌があります。

子どもを産み育てることを希望する世帯が安心して子育てを楽しめる環境整備を進めていくために、本市の特性を活かし、人と人とのつながりに重点を置いた施策を盛り込んだ「第3期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。計画期間は、令和7年度～11年度までの5年間とし、経済的支援だけでなく市民・地域・行政の協働による子育て環境の整備・充実に取り組めます。



ホームページ

基本理念

子どもがすこやかに育ち 子育てに喜びを感じるまち かいづか

～地域とともに子育て・親育ち～



計画の基本目標

- 親と子の健やかな成長を支援します
- 家庭や地域における子育てを支援します
- 仕事と家庭・地域生活の両立を支援します
- 子どもの権利を守り、安全・安心にらせるまちをつくります

子ども・子育て支援事業(一部抜粋)

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけではなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭および子どもを対象とする事業についても実施しています。

めぐりつながりあい事業

「子育てガイドブック」や「子育てナビゲーション」に加えて、子育て支援アプリ「ためまっぷかいづか」で子育て支援情報・施設や公園情報・イベント情報を発信しています。子育て中の人々が孤立することなく、仲間作りができる場の創出を行います。



ためまっぷかいづか

子育てをしながら働くことができる短時間就労の機会の創出と提供を目的とした「キャリアステップかいづか」。子育て世代向け起業セミナーや再就職セミナーなどを行っています。



地域子育て支援拠点事業



子育て世帯の方々の交流を促進するための場を提供しています。

また、子育て世帯をサポートするために、子育て・栄養・健康・成長発達などの様々な相談を受けながら、講座の開設・遊び場の提供といった子育て支援を行います。

一時預かり事業



就学前児童がいる世帯で、不定期の仕事や子育てのリフレッシュなどの理由で、一時的に保護者が育児をできない場合にご利用いただけるサービスです。

幼稚園在園児は3～5歳、それ以外は理由を問わず一時的に子どもを預けることが可能です。

放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供します。



子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

子育てに関するお手伝いが必要な家庭に対し、子どもの一時預かりや送迎といった子育て支援に協力できる市内の人を紹介することで、子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助を行いたい人の橋渡しをします。

